



# 陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更案の概要

第165回安全衛生分科会資料

# 労働災害防止規程等について

## 1. 労働災害防止規程とは

- 労働災害防止団体法（以下「法」という。）第36条第1項第1号の定めに基づき、業種別労働災害防止協会が設定するもの。
- 会員には、当該規程の順守義務が課せられている。（法第41条第1項）
- 労働災害防止規程は、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更についても同様である（法第38条第1項）。
- 認可するに当たっては、**厚生労働大臣は労働政策審議会の意見を聞かなければならない**。（法第38条第4項）

## 2. 労働災害防止規程で定めるもの（法第37条第1項、第2項）

- 適用範囲に関する事項
- 労働災害の防止に関し、機械、器具その他の設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的な措置に関する事項
- 上記の事項の実施を確保するための措置に関する事項
- 協会が労働災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、労働災害防止規程に定めなければならない。

## 3. 労働災害防止協会とは（参考）

- 事業主及び事業主等の団体による、自主的な労働災害防止活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的として、法に基づき設立された団体。
- 労働災害防止協会として、厚生労働大臣が「指定業種」として指定した業種別の協会がある。  
⇒現在、①「建設業」、②「**陸上貨物運送事業**」、③「林業・木材製造業」、④「港湾貨物運送事業」の四協会。

# 労働災害防止規程の変更について

- 陸上貨物運送事業労働災害防止規程は、陸上貨物運送業における労働災害の防止に寄与することを目的として、昭和41年に陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「陸災防」という。）が制定し、労働大臣が認可したものの。
- 今回の変更は、荷役作業における墜落、転落災害防止をはじめとする労働安全衛生関係法令、ガイドライン等の改正を踏まえ、陸災防会員に対し、労働災害の防止をより確実なものとするために変更を行うもの。

## 変更の背景・理由

### 1. 労働安全衛生関係法令、ガイドラインの改正等

- 高所からの墜落防止措置に係る労働安全衛生規則改正（H30.6.19公布、H31.2.1施行）
- 貨物自動車の荷役作業の労働災害防止措置に係る労働安全衛生規則改正（R5.3.28公布、R5.10.1/R6.2.1施行）
- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」改正（R5.3.28）

### 2. 協会独自の上乗せ規定等

- 陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会報告書（R4.8.26）
- 職場における熱中症予防基本対策要綱（R3.7.26一部改正）

## 主な変更点

- 「安全带」→「要求性能墜落制止用器具」の文言変更
- 特別教育を必要とする業務の追加（フルハーネス型墜落制止用器具着用の高所作業業務、テールゲートリフター操作業務）
- 貨物自動車昇降設備の設置義務、保護帽の着用義務の拡大
- ロールボックスパレットを用いた作業時の留意事項を追記
- テールゲートリフターによる荷役作業時の墜落・転落災害等を防止するための留意事項を追記
- フォークリフト運転時の保護具及びシートベルトの着用等を追記
- 高温多湿作業場所での荷の取扱作業時の熱中症予防対策を追記

# (参考) テールゲートリフター、ロールボックスパレットの一例

テールゲートリフター



テールゲートリフター使用時の作業状況



サイドガード

キャストーストッパ

ロールボックスパレット



# 陸上貨物運送事業労働災害防止協会について

## 1. 概要

- 労働災害を防止するため、事業主等による自主的な活動を促進することを目的として、「労働災害防止団体法」に基づき組織された団体（法第1条及び8条）。陸上貨物運送事業を営む事業主及びその事業主の団体で構成されている。

### 【組織概要】

※令和6年6月時点

設立年月日	会員数	会長	所在地	職員数
昭和39年8月15日	47,668事業場（48団体）	齋藤 充 （NIPPONEXPRESSホールディングス(株)代表取締役会長）	東京都港区芝5-35-2 （安全衛生総合会館内）	143人

- 本部（東京）、支部（47都道府県）

## 2. 業務内容

- 労働災害防止規程の設定
- 労働者の技能に関する講習
- 調査研究及び広報・普及 等
- 会員への技術的な事項についての指導及び援助
- 情報及び資料の収集及び提供

## 3. 予算措置（労働災害防止対策費補助金）

- 現場の実態に即した自主的な労働災害防止活動について、その業務に要する経費等を、国が労働災害防止団体法に基づき補助している。

※労働災害防止団体法（抄）

第54条 政府は、労働災害防止団体に対して、労働保険特別会計の労災勘定の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。

## 4. 予算額（直近5年）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
233,181	216,196	211,167	205,143	244,818

（単位：千円）